

## 通帳の「お届け印鑑シール（副印鑑票）」

### 廃止のお知らせ

**印鑑偽造等による不正な引き出しを防止し、セキュリティを強化いたします**

いつも **都留信用組合** をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当組合ではお客さまのご預金を、印鑑偽造等による不正な引き出しなどの犯罪からお守りし、より一層安全にお預かりするために、お客さまのお届け印の印影などをコンピューターで管理・検索する「印鑑照合システム」を導入し、「お届け印鑑シール」（以下、「副印鑑票」といいます。）を廃止しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 取扱開始日

平成30年5月1日（火）

#### 2. 新規口座作成及び通帳繰越のお取扱い

今後は、新規の口座作成あるいは通帳を繰越される際に、「副印鑑票」は貼付いたしません。

#### 3. お手持ちの通帳のお取扱い

- (1) 「副印鑑票」を貼付された通帳をお持ちの場合は、窓口でご利用の際に「副印鑑票」を取り除く手続きをさせていただきます。
- (2) 窓口にご来店いただけない場合や使用済の通帳に「副印鑑票」が貼付されている場合は、お客様ご自身で通帳の「副印鑑票」を取り除いていただき、複製できないようハサミ等で裁断していただきますようお願いいたします。
- (3) 通帳に「副印鑑票」が貼付されていなくても全ての当組合本支店の窓口でお引き出しができます。

#### 4. その他

「副印鑑票」の取扱いを廃止し「印鑑照合システム」においてお届け印を確認いたしますが、お届け印の印影が不鮮明等により再度印鑑票への押印や再提出をお願いする場合がございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当組合の窓口または得意先担当までお問い合わせください。